

# 令和5年度 第1回 静岡県発達障害者支援地域協議会

日時：令和5年11月30日（木）  
午後2時から4時まで  
（県庁別館2階第3会議室AB）

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

#### （1）報告事項

令和5年度の県事業報告 . . . . . 資料2 関係

#### （2）協議事項

発達障害者支援に関する意見交換 . . . . . 資料3 関係

①発達障害支援にかかる教育環境の整備に関する課題と対応

②知的障害や発達障害のある方のグループホームでの暮らしに  
関する課題と対応

③知的障害や発達障害のある方の更生支援・再犯防止支援について

保健医療計画（うち発達障害関係分） . . . . . 資料4 関係

### 3 閉会

<配布資料>		頁
・資料1	静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱 . . . . .	1
・資料2-1	令和5年度発達障害者支援体制整備事業費概要 . . . . .	4
・資料2-2	令和5年度発達障害を診療等可能な医療機関調査の結果 . . . . .	5
・資料2-3	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について . . . . .	7
・資料3-1	委員意見・対応案一覧表 . . . . .	8
・資料3-2	令和5年度静岡県発達障害者支援地域協議会 意見交換議題 . . . . .	14
・資料4	保健医療計画のうち発達障害関係分 . . . . .	17
・参考資料	発達障害ナビポータル . . . . .	25

## 令和5年度第1回 静岡県発達障害者支援地域協議会出席者（敬称略）

### 【委員】

区分	所属等	氏名	出欠	備考
医療	浜松医科大学 特任教授	高貝 就	○	会長
	県立こころの医療センター 精神科医長	五條 智久	○	
	静岡県医師会 理事	小野 宏志	○	
保健	静岡県立大学看護学部 准教授	鈴木 和香子	○	
福祉	静岡県知的障害者福祉協会会長 ((社福)輝望会 沼津のぞみの里 施設長)	池谷 修	○	
	(社福)ひかりの園相談支援事業所まで 相談支援専門員・社会福祉士	高木 誠一	○	
教育	静岡大学教育学部 教授	香野 毅	○	副会長
労働	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 静岡障害者職業センター 所長	吉澤 純	○	新
当事者団体	静岡県自閉症協会 会長	津田 明雄	○	
	静岡県手をつなぐ育成会	秋山 裕子	○	
行政	(県市長会推薦) 三島市 社会福祉部長	水口 国康	×	
	(県町村会推薦) 吉田町 福祉課長	増田 稔生子	×	新
支援機関	東部発達障害者支援センター センター長	岡口 祐輔	○	
	中西部発達障害者支援センター 管理責任者	櫻井 郁也	×	
その他(司法関係)	あさがお法律事務所 弁護士	中島 直美	○	

### 【関係者・オブザーバー】

国機関	目黒障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター 発達障害支援推進官	泉 浩平	○	
支援機関	静岡県中西部発達障害者支援センター	弓削 香織	○	
発達障害者支援コーディネーター	相談支援事業所サポートセンターみらいず	坂田 亮	○	
	静岡県東部発達障害者支援センター	西村 浩二	○	
	在宅障害児者サポートセンターふがく	小野 美和	○	
	株式会社ふじ未来サポート	安田 雅美	○	
	静岡県中西部発達障害者支援センター	杉山 珠代	×	
	東遠地区生活支援センター	岡本 あや	○	
県	健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 課長代理	原中 博之	○	
	健康福祉部障害者支援局障害者政策課 課長代理兼総務班長	市川 雅義	○	
	教育委員会特別支援教育課指導班 教育主幹	中村 光宏	○	

### 【事務局】

健康福祉部	障害者支援局長	石田 雄一
	障害者支援局障害福祉課長	下青木 博嗣
	” 参事兼課長代理	武田 保誉
	” 知的障害福祉班長	前田 大治郎
	” ” 主任	中西 健志

## 静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第19条の2の規定に基づき、発達障害者への支援体制の充実を図るため、静岡県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の障害福祉圏域（市町）ごとの支援体制の構築を促進するための施策への意見及び提言に関すること。
- (2) 静岡県発達障害者支援センターと発達障害者支援コーディネーターが実施する発達障害者及びその家族に対する施策への意見及び提言に関すること。
- (3) 発達障害に関する情報交換及び研究に関すること。
- (4) その他発達障害者の支援について必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員は、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体、行政及び支援機関等の関係分野に関して高い識見等を有する者のうちから、静岡県健康福祉部障害者支援局長（以下「障害者支援局長」という。）が委嘱する。
- (2) 協議会に、会長を置き、会長は障害者支援局長が指名する。
- (3) 協議会の副会長は、会長が指名する。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 協議会には、必要により部会を置くことができる。部会員は、会長の指名する委員をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、これを主宰する。会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長（委員会）が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別紙 一覧

「静岡県発達障害者支援地域協議会」の構成委員

区 分	委 員
医 療	国立大学法人 浜松医科大学 特任教授 高 貝 就
	静岡県立こころの医療センター 医師 五 條 智 久
	静岡県医師会 理事 小 野 宏 志
保 健	静岡県公立大学法人 静岡県立大学 看護学部准教授 鈴 木 和香子
福 祉	静岡県知的障害者福祉協会会長 (（社福）輝望会 沼津のぞみの里 施設長) 池 谷 修
	(社福)ひかりの園 相談支援事業所まど管理者 高 木 誠 一
教 育	静岡大学教育学部 教授 香 野 毅
労 働	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡障害者職業センター 所長 吉 澤 純◎
当 事 者 体	静岡県自閉症協会 会長 津 田 明 雄
	静岡県手をつなぐ育成会 (三島市手をつなぐ育成会 会長) 秋 山 裕 子
行 政	三島市社会福祉部 部長 水 口 国 康
	吉田町福祉課 課長 増 田 稔生子◎
支 援 機 関	静岡県東部発達障害者支援センター センター長 岡 田 祐 輔
	静岡県中西部発達障害者支援センター 管理責任者 櫻 井 郁 也
そ の 他 (司法関係)	あさがお法律事務所 弁護士 中 島 直 美
合 計	15名

◎：令和5年度から委員に委嘱

## 令和 5 年度発達障害者支援体制整備事業費概要

## 1 事業趣旨

県発達障害者支援センターと連携し、発達障害児者の支援に係る体制整備、人材養成、連携強化を実施する。

## 2 事業一覧

名称		事業概要	R5実績（予定）
体制整備	発達障害者支援コーディネーター配置	発達障害の対応困難ケースの相談支援や地域の体制整備のための取組を担うコーディネーターを配置	・ 6名配置 東 部：4名 中西部：2名
	東部地区における陪席研修	専門的な医療機関における発達障害診療の陪席研修を実施【東部】 対象：東部地域に勤務する医師 養成数：6名程度、各3回	・ 伊豆医療福祉センター 【委託予定】
人材養成（医師）	かかりつけ医等対応力向上研修	かかりつけ医等の発達障害への対応力の向上等を目的とした研修を実施 対象：発達障害を日常診療しない医師 養成数：50名程度、年1回	・ 県、県東部発達障害者支援センター ・ R6.2.25（日）実施予定
	自閉症支援講座	自閉症、発達障害に関する基本的な知識の習得等を目的とした研修を実施 対象：当事者及び支援者全般 養成数：各回20～100名程度、年複数回	・ 県東部発達障害者支援センター【委託】 ・ 6～3月にかけて複数回実施 ・ 600名程度養成中
人材養成	トレーニングセミナー	アセスメント技術の習得を目的とした実践的な研修を実施【東部】 対象：事業所支援員、教職員等 養成数：10名程度、年1回（2日間）	・ 県東部発達障害者支援センター【委託】 ・ R6.1.26（金）、27（土） 実施予定
	ペアレントメンター養成等	当事者及びその家族を支援するためのペアレントメンターを養成し、療育の場等への派遣活動を実施 対象：発達障害児の子育て経験のある保護者 養成数：6名程度	・ 県中西部発達障害者支援センター【委託】 ・ 4名養成中 ・ 2回の派遣を実施
	ピアサポート支援者養成	発達障害児者の当事者活動の支援が可能な人材を養成 対象：支援機関の職員等 養成数：9名程度	・ 県中西部発達障害者支援センター【委託】 ・ 8名養成中
連携強化	発達障害者支援地域協議会等	関係分野の代表者による協議会により支援体制の整備について検討 人数：15名、年2回程度	・ 支援地域協議会 年2回実施予定

## 令和5年度発達障害を診療等可能な医療機関調査結果報告

(障害者支援局障害福祉課)

## (1) 概要

- ・発達障害を診療等可能な医療機関は、昨年度と変わらず 136 機関となった。  
(うち R5 増 17 機関、減 17 機関)
- ・このうち、診断及び心理検査が可能な医療機関は、11 機関増の 77 機関 (全体の 57%) となった。

## (2) 回答状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5	増減 (R5-R4)
該当機関数	111	129	133	136	136	±0 件

※R5 補足：非公開希望 4 件含む。発送 677 件に対する回答 422 件 (回収率 62%)

## (3) 発達障害を診察可能な医療機関 (圏域別)

(単位：件)

地域	圏域	医療機関数				10万人当たりの医療機関数			
		R3	R4	R5	増減 (R5-R4)	R3	R4	R5	増減 (R5-R4)
東部	賀茂	4	3	3	0	6.8	5.2	5.4	+0.2
	熱海伊東	6	6	6	0	6.1	6.2	6.3	+0.1
	駿東田方	23	23	25	+2	3.6	3.7	4.0	+0.3
	富士	11	12	11	-1	3.0	3.2	3.0	-0.2
	東部計	44	44	45	+1	3.8	3.8	3.9	+0.1
中部	静岡	32	31	36	+5	4.6	4.5	5.3	+0.8
	志太榛原	13	14	13	-1	2.9	3.1	2.9	-0.2
	中部計	45	45	49	+4	3.9	4.0	4.9	+0.9
西部	中東遠	13	15	13	-2	2.8	3.3	2.8	-0.5
	西部	31	32	29	-3	3.7	3.8	3.5	-0.3
	西部計	44	46	42	-5	3.4	3.5	3.2	-0.3
計		133	136	136	0	3.7	3.8	3.8	+0.0

## (4) 上記のうち診断と心理検査が可能な医療機関

(単位：件)

地域	圏域	医療機関数				10万人当たりの医療機関数			
		R3	R4	R5	増減 (R5-R4)	R3	R4	R5	増減 (R5-R4)
東部	賀茂	2	2	1	-1	3.4	3.5	1.8	-1.7
	熱海伊東	1	1	2	+1	1.0	1.0	2.1	+1.1
	駿東田方	9	9	14	+5	1.4	1.4	2.3	+0.9
	富士	8	7	7	0	2.2	1.9	1.9	+0
	東部計	20	19	24	+5	1.7	1.6	2.1	+0.5
中部	静岡	15	16	17	+1	2.2	2.3	2.5	+0.2
	志太榛原	6	7	8	+1	1.3	1.6	1.8	+0.2
	中部計	21	23	25	+2	1.8	2.0	2.2	+0.2
西部	中東遠	8	7	7	0	1.7	1.5	1.5	+0
	西部	19	17	21	+4	2.2	2.0	2.5	+0.5
	西部計	27	24	28	+4	2.1	1.8	2.2	+0.4
計		68	66	77	+11	1.9	1.8	2.2	+0.4

※人口は9月1日現在のものを使用

## <アンケート結果>

### 1 初診時の平均待機期間（回答数 117 機関）

- ・最も多くの割合を占めたのは、「1月未満」の区分で45件であった。
- ・診断及び検査を実施している機関（回答数 68 機関）のみに限ると「1月以上2月未満」であった。

#### 1-2 圏域別平均待機期間(117 機関)

(単位：機関)

圏域	区分	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	5月以上 6月未満	6月以上
	賀茂		1	1	0	0	0
熱海・伊東		3	1	1	0	0	0
駿東田方		8	8	1	0	3	1
富士		3	7	1	0	2	0
静岡		14	13	1	3	0	0
志太榛原		6	1	3	0	1	0
中東遠		2	7	1	6	0	0
西部		8	4	5	9	1	2
計		45	42	13	9	5	3
割合		38%	36%	11%	8%	4%	3%

#### 1-3 平均待機期間（診断及び心理検査実施機関：68 機関）

(単位：機関)

圏域	区分	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 4月未満	5月以上 6月未満	6月以上
	賀茂		0	0	0	0	0
熱海・伊東		1	1	1	0	0	0
駿東田方		3	6	1	0	1	1
富士		1	4	1	0	1	0
静岡		5	8	0	2	0	0
志太榛原		3	0	3	0	0	0
中東遠		0	5	1	0	0	0
西部		5	2	4	6	1	1
計		18	26	11	8	3	2
割合		27%	38%	16%	12%	4%	3%

### 2 発達障害の診療等を行っていない理由【複数回答】（443 件回答）

回答	件数	割合
ア 診察できる医師が少ない、発達障害を得意としていない	214	48%
イ 医師以外のスタッフが不足している	95	21%
ウ 発達障害を診察する時間がとれない	71	17%
オ 医療以外の支援を担う支援機関が少なく、つなぎ先がない	15	3%
エ 採算がとれない	20	5%
カ 診察希望者、対象者がいない	8	2%
キ 当院での発達障害の診察の必要性を感じない	12	3%
ク その他（専門外、認知症専門など）	5	1%
計	443	100%



## 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について

令和 5 年 5 月 19 日、第 7 期障害福祉計画等に係る国の基本指針が改正されたことから、各市町等と調整の上、令和 5 年度末までに当該計画の策定作業を行う。

### 1 障害福祉計画の概要

障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（県・市町）及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものである。

本県の障害福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と併せて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称し、障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画としても位置付けている。

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条 1 項 児童福祉法第 33 条の 22
規定事項	障害者施策の基本的方向性を規定	障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画を規定
具体的内容 (設定事項)	・ 基本理念及び基本目標 ・ 基本目標に対する県の取組	・ 成果目標（サービス提供体制確保のための目標） ・ 活動指標（サービス毎の必要見込量）
現行計画	第 5 次計画（R4～R7）	障害福祉計画 第 6 期（R3～R5） 障害児福祉計画 第 2 期（R3～R5）

種 別	内 容	根拠	R3 R4 R5 R6 R7 R8						
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	
ふじのくに障害者しあわせプラン	障害者計画	○施策の基本的方向性 ・ 基本理念・基本目標 ・ 基本目標に対する県の取組	障害者基本法				第 5 次		
	障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 ・ 成果目標（サービス提供体制） ・ 活動指標（サービス必要見込量）	障害者総合支援法		第 6 期			第 7 期	
	障害児福祉計画		児童福祉法		第 2 期			第 3 期	
総合計画							後期アクションプラン		

### 2 スケジュール

時 期	内 容
令和 5 年 9 月まで	各市町による計画数値の検討
10～11 月	県と各市町による数値確認、圏域数値とりまとめ・調整等
11～12 月	施策推進協議会での中間報告、各圏域障害福祉計画の確定
令和 6 年 1 月	県全体計画原案策定
2 月	パブリックコメント実施
3 月	施策推進協議会での承認
3 月末	計画公表